

## 第七章 イスラーム主義勢力と中東和平 ——「ハマース憲章」再考

飯塚 正人

### 1. はじめに

1970年代半ば以降、イスラーム世界各地で一挙に顕在化したイスラーム主義の諸潮流は、反政府武装闘争（テロ）を容認する「過激派」か、否定する「穏健派」かを問わず（注1）、一貫して中東和平に反対の立場を採り続けてきた。1993年9月のいわゆる「オスロ合意」後も、こうした姿勢に大きな変化は見られない。イスラーム主義諸組織にとって、イスラエルは長くムスリムの支配下にあったパレスチナを不法に占拠する「侵略者」に他ならず、これへの抵抗（防衛ジハード）は成人ムスリム男子個々の義務となる。このような思想は、世界を「イスラームの家（ダール・アルイスラーム）」と「戦争の家（ダール・アルハルブ）」とに分けて考える古典的なジハード理論の論理的帰結であり、本来イスラーム主義者にイスラエルとの和平を考慮する余地などないのである。実際、パレスチナとレバノンでは、上記の理論に基づき、イスラーム抵抗運動（ハマース）やジハード運動、ヒズブッラーといった諸組織が、90年代を通じて対イスラエル武装闘争を展開／継続してきた。この結果、イスラーム主義諸勢力は和平反対派の代表、反イスラエル武装闘争の主演として、いよいよ注目を集めることになっていく。

もっとも、現実への対応を見ると、パレスチナのイスラーム主義諸組織がイスラエルとの和平を完全に否定してしまっているわけではない。先に述べた古典的なジハード理論の原則に従うかぎり、「侵略者」イスラエルへの抵抗は放棄し得ないものの、事態はもう少し複雑なのである。特にパレスチナ最大のイスラーム主義勢力であるハマースの場合、精神的指導者アフマド・ヤースィーンが数度にわたってイスラエルに「停戦」を呼びかけている事実からも明らかなように（注2）、古典的なジハード理論を掲げる一方で、イスラエルとの和平も否定しないという複雑極まりない立場を採っている。このように一見矛盾する立場をハマースが選択できるのはなぜか。中東和平に向けて彼らが「妥協」する可能性は検討に値するものなのか。本章ではまず、88年8月18日（イスラーム暦1409年元日）に発表された「ハマース憲章（Mithaq Harakat al-Muqawama al-Islamiya (Hammas)）」（注3）の分析を通して、こうした問題への検討を加えていきたい。それは、今後の中東和平プロセスへのハマースの対応を予測するうえで不可欠の作業と言えるだろう。

一方、2001年9月11日に米国で起きた同時多発テロ事件は、もはやパレスチナ問題がパ

レスチナの域内に留まらず、域外のイスラーム主義者にとっても、主要な闘争課題となりつつあることを明らかにした。後述するように、事件の実行犯が本当にイスラーム主義者だったかどうかは疑わしいにしても、彼らに軍事訓練を施したムスリム義勇兵組織アルカーイダを中心に、98年2月に設立された「ユダヤ人と十字軍に反対する国際イスラーム戦線」には、諸国のイスラーム主義反政府武装闘争派が結集している。なかでも、ウサーマ・ビンラディンの片腕と言われるアイマン・アルザワーヒリー率いるエジプト・ジハード団の参戦は象徴的な「事件」であった。元来ジハード団の特徴は、イスラーム法以外の法を施行するムスリムの為政者を「背教者」と断じて、これに対するジハード——古典的な「外敵に対するジハード」と区別して、「革命のジハード」と呼ばれることもある——を外敵へのジハードよりも優先させるところにある。ところが、98年2月の時点でジハード団は設立以来の方針を大きく転換し、「侵略者」イスラエルとそれを強力に支援するアメリカへのジハードに踏み切ったのであった。

ここに明らかのように、90年代以降の中東和平プロセスを語る場合には、パレスチナ域外のイスラーム主義勢力による「参戦」という大きな質的变化を見逃すことができない。冒頭述べたとおり、イスラーム主義諸勢力はこれまでも例外なく、「侵略者」イスラエルとの和平には反対の立場を貫いてきたものの、48年の第一次中東戦争におけるムスリム同胞団以来、域外の組織が実戦に参加したことは数えるほどしかなかった。しかるに、90年代以降アルカーイダのような義勇兵組織が成立し、ジハード団などの「革命のジハード」運動まで巻き込む形で、パレスチナ問題を主要な闘争課題とするに至ったのはなぜか。また、こうした「参戦」は紛争の直接の当事者であるハマースが望んだものだったのか。本章の後半では、パレスチナ問題をイスラーム世界全体の問題として提示している「ハマース憲章」を再度組上に乗せ、これらの問題にも迫ってみたい。

## 2. ハマースの闘争論理

### (1) ハマースにとってパレスチナとは何か

すでに述べたように、中東和平にイスラーム主義勢力が反対する背景には、彼らの信奉する古典的な防衛ジハード理論がある。むしろハマースも例外ではない。

イスラーム法学の古典規定におけるジハード理論は、「イスラームの家（支配地）」を拡大しようとする、いわば「拡大ジハード」と、「イスラームの家」に対する侵略者を撃退する「防衛ジハード」とに大別される。ともに対象は異教徒であり、本来ムスリムはジハードの対象にならない。拡大ジハードはかつてのイスラーム帝国による「大征服」を可能に

した理論であり、7世紀にウンマ（イスラーム共同体）が成立した直後から、「イスラームの家」の拡大を目指して遂行された。ちなみにこの場合、「イスラームの家」とはイスラーム法の施行だけを問題にしており、住民の大多数が異教徒であっても構わない。もっともジハードの対象になる側にしてみれば、信仰の自由が認められようが認められまいが大した違いはなく、ムスリムはいつ宗教戦争をしかけてくるかわからない危険な隣人だったと言えるだろう。とはいえ、この拡大ジハードには理論上カリフ（預言者ムハンマドの代理人・後継者＝イスラーム共同体の長）の命令が必要とされるため、今日の文脈ではまったく問題にならない。1924年にトルコで廃止されて以来、カリフ制そのものがこの世に存在しないからである。

これに対し、防衛ジハードはカリフの在不在に関係なく、すべての成人ムスリム男子の義務とされる。武装した異教徒が「イスラームの家」に現れた場合、その地に住むすべての成人男子は侵略者を撃退すべく、生命・財産・言論などを捧げて抵抗しなくてはならない。もっとも、ムスリムが支配したことのある土地がすべて、無条件に「イスラームの家」と見なされ続けるわけではない。たとえばアンダルシア（イスラーム・スペイン）の場合、ムスリムの支配は711年から1492年まで、およそ800年にも及んだが、今日スペインを「侵略者」と見て防衛ジハードを企てる者などどこにもいないのである。言い換えれば、現代に生きるイスラーム法学のジハード理論において、どれほど長い期間ムスリムがその地を支配したかは必ずしも重要ではない。現に「イスラームの家」から除外されたアンダルシアという先例がある以上、論理的にはパレスチナもまた、「イスラームの家」であり続ける保証はないのである。にもかかわらず、今日なおパレスチナが「イスラームの家」と見なされ、そこでの「防衛ジハード」が成人ムスリム男子個々の義務と説かれる根拠はいったいどこにあるのか。

大半のイスラーム主義運動はこうした問いには答えていない。彼らにとって、パレスチナが「イスラームの家」であることは自明の理であり、問いそのものが無意味と考えられているからである。したがって、この問題に自覚的に取り組んでいる「ハマース憲章」第11条はかなり例外的な文書と言っていいだろう。イスラエルの占領が長引いた場合、なし崩し的にパレスチナの「アンダルシア化」が進むことを警戒せざるを得ない紛争当事者としての立場がなせる業なのか（注4）、そこでは以下のような主張が展開されている。

ハマースの戦略：パレスチナはイスラームのワクフ（訳注：寄進）地である：

第11条：

ハマースは、復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムにとって、パレスチナの地がイスラームのワクフ地であると信じる。その土地あるいはその一部を諦めたり手放したりすることは間違いである。アラブの一国であろうと、アラブ諸国全体であろうと、王であろうと大統領であろうと、諸王の全員であろうと大統領全部であろうと、パレスチナであれアラブであれ何らかの機構あるいは諸機構の全部であろうと、そういうことは許されない。というのも、復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムにとって、パレスチナの地はイスラームのワクフ地だからである。いったい誰が、復活の日に至るまでのあらゆるイスラームの世代を正しく代表できるのか？

これがイスラーム法におけるパレスチナの土地についての規定であり、ムスリムが武力によって征服したあらゆる土地に関する規定と同じである。ムスリムは征服時にその土地を、復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムにとってのワクフ地とした。

こうした規定が生まれた経緯は、以下のとおりである。イスラーム諸軍の司令官たちはシャーム（訳注：大シリア）とイラクの征服を成し遂げた後、征服した土地について協議すべくムスリムたちのカリフであったウマル・イブン・ハッターブに使者を送った。

「征服地は兵士たちに分け与えるべきか、地主のもとに残すべきか、あるいは？」そしてムスリムたちのカリフであるウマル・イブン・ハッターブと神の使徒——彼に神の祝福と平安あれ——の教友たちが協議と議論を重ねたすえ、以下の決定が下されたのである。土地は地主の手に残し、地主は土地とそこにある資源を利用することができる。ただし土地の管理、土地そのものは、復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムのワクフ地とする。地主が所有するのは用益権のみである、と。このワクフは天と地が存在する限り存在し続ける。パレスチナについて、このイスラーム法に反するいかなる振舞いも誤りであり、論駁されるべきものである（Azzam, pp.123-124）。

要するに、パレスチナは「復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムのワクフ地」なのだから、土地の一片たりとも他者に譲渡することはできず、誰にも譲渡する権限はないというのが、今日まで変わらぬハマースの主張である。これはかなり明確な宗教信条の吐露であり、この条項だけ読めば、ハマースが和平に向けて妥協する余地など皆無と考えざるを得ないだろう。もっとも、実を言うと「ハマース憲章」に古典的なジハード理論に特有の「イスラームの家」という用語が登場するわけではない。代わりに用いられているのは、上に引用した「イスラームのワクフ地（アルド・ワクフ・イスラーミー）」、あるいは第14条に現れる「イスラームの地（アルド・イスラーミーヤ）」、第12条、第15条に見ら

れる「ムスリムの地（アルド・ムスリムーン）」といった表現である。

こうした用語選択と関係があるのかどうか、「ハマース憲章」には古典的なジハード理論には見られない特殊な思想も存在する。「敵がムスリムの地を踏みにじった場合には、男女ともに敵へのジハードと抵抗が個人義務となる。夫の許しがなくても女性は敵と戦うべし」と説いた第12条がそれである（注5）。むしろ、自らを1936年蜂起の指導者であったイッズ・アッディーン・アルカッサムとムスリム同胞団のジハード戦士、また48年戦争と68年以降の同胞団に連なる「シオニストの侵略に対抗するジハード連鎖のひとつ」と位置づけている第7条、あるいは「パレスチナの一部でも移譲することは宗教の一部を移譲すること」と断じた第13条を読むかぎり、ハマースの闘争論理が古典的な防衛ジハード理論にあることは疑う余地がない。「敵がムスリムの地のどこかを不法に占拠した場合には、あらゆるムスリム男子にとってジハードが個人義務となる」と説いた第15条（注6）や、「ハマースの戦いはムスリムの人間とイスラーム文明、イスラームの諸聖地を防衛するもの」と述べた第33条も、同じく古典的な防衛ジハード理論へのハマースの賛同を示すものと言えるだろう。

だがそれにしても、「ハマース憲章」が多少なりとも伝統的なジハード理論とは異なる思想を提示している点は注目に値する。防衛ジハードの義務という「思想の袋小路」を抜け出し、イスラエル国家の生存を認める形での中東和平プロセスに参画するためには、こうした「逸脱」の常習化——より適切な表現を採るならば「イスラーム解釈の革新」——こそが突破口になる可能性が高いからである。ハマースが最終的にイスラエル国家の生存権を認めるためには、パレスチナの一部をイスラエル国家の領土と認め、「イスラームの家」から除外してしまう「アンダルシア化」の手続きがおそらく不可避と思われるが、それもまたハマース自身が「解釈の革新」を常態にするような組織でなければ不可能であるに違いない。イスラーム法は過去100年以上にわたる「解釈の革新」を経験した結果、すでに著しい柔軟性を獲得している。ムスリムが800年支配したアンダルシアを「イスラームの家」から除外できて、1300年支配したパレスチナ（の一部）を除外できない道理はないのである。

むしろ、このように言えば、パレスチナはイスラームの「聖地」だから特別なのだ、という反論がただちに予想されよう。だが、「ハマース憲章」そのものはパレスチナの「聖地」性にはほとんど言及していない。パレスチナの解放がすべてのムスリム男子の義務であると主張する第14条や第15条などに「聖地」性への言及が見られるものの、それは事実上（東エルサレムに限定された話でしかない）のである。そうである以上、和平プロセスが進展し

た場合、ハマース自身にとって、「聖地」性はある程度妥協可能な要素になり得る。もちろん、(東)エルサレムだけは妥協不可能な「聖地」として残るに違いないが。

パレスチナを他の地域と区別する場合、最も説得力があると思われる「聖地」という論点に、どうして「ハマース憲章」第11条が触れていないのか。これは大きな謎と言わざるを得ない。実は最初から用意周到に「妥協」の準備がなされていると考えるのは、いくら何でもうがち過ぎだろう。だがいずれにせよ、(東)エルサレムを除くパレスチナについて、その「聖地」性が主張されていない以上、イスラエルとの和平に理論的な抜け道がないわけではない。これまでのところ、ハマースはパレスチナが「復活の日に至るまでのあらゆる世代のムスリムのワクフ地」とであると主張することで、その「アンダルシア化」を阻止しようと努めてきた。けれども、「アンダルシア化」が危惧されるという事実はそのまま、それが可能と考えられている証拠でもある。繰り返すが、パレスチナ国家が独立を達成した場合、イスラーム法解釈と「ハマース憲章」の双方から見て、ハマースにイスラエル国家の生存権を認める理論的妥協の余地がないわけではない。

となれば、より根本的な問題はむしろ、ハマースが古典的なジハード理論やイスラーム法規定にがんじがらめになって身動きできなくなっている「狂信者」集団なのかどうか、彼らに「妥協」を可能にする現実的・戦略的な思考があるかどうかといった問題となるだろう。本節の後半ではこの点を検討していく(注7)。

## (2) 解放と平和の手段としてのイスラーム

頑迷固陋の代名詞とも言える「原理主義」の語が広く用いられてきた経緯もあり、イスラーム主義には硬直した「狂信者」集団のイメージがついて回る(注8)。しかし、「ハマース憲章」を読むかぎり、ハマースという運動体はかなり柔軟かつ戦略的な思考を持っている印象がある。なかでも「防衛ジハード」を単に個人義務として主張するだけでなく、パレスチナ解放闘争における有効性という観点から正当化しようとした試みなどは、彼らの現実性・戦略性を端的に示すものと言っていいたいだろう。こうした姿勢に立ち続けるかぎり、ハマースの中東和平プロセスへの対応が状況の変化に応じて変わっていく可能性は高い。交渉の方がジハードよりも有効だという状況認識が確立されれば、ジハードを放棄する選択もあり得る論理構成だからである。現実には、ハマースは「防衛ジハード」の義務にがんじがらめになった「狂信者」集団などではない。ここに、古典的なジハード理論を掲げる一方で、イスラエルとの和平も否定しないという複雑極まりない立場を、彼らが選択できているひとつの理由がある。

たとえば「ハマース憲章」第13条は、平和的解決の模索や和平イニシアチブ、国際会議の試みなどを以下のように批判している。

平和的解決、和平イニシアチブ、国際会議：

第13条：

時々、問題の解決を検討するための国際会議を開こうという呼びかけがなされる。会議の開催と会議への参加について合意するために、ある条件あるいは複数の条件の実現が要求され、さまざまな理由で会議を受け入れる者もあれば、拒絶する者もいる。ハマースは会議を構成する諸党派と、ムスリムの諸問題に関する彼らの過去の立場、現在の立場を熟知しているがゆえに、こうした諸会議が要求を実現し、権利を回復し、抑圧された者を公正に扱うことができるとは考えていない。これらの諸会議は、ムスリムの地において不信仰者を支配者に任命することに他ならないのである。いったい、いつ不信仰者が信仰者を公正に扱ったことがあったのか？

(中略：『コーラン』2章120節の引用)

パレスチナ問題の解決はジハードによるしかない。和平イニシアチブや提案、国際会議は時間の無駄であり、空虚である。パレスチナ人は自分たちの未来と権利と運命を虚しく弄ばれるには高貴に過ぎる (Azzam, pp.125-126)。

同様に、第34条では歴史から教訓を導き出す形で、十字軍を撃退しパレスチナを解放できたのはムスリムが宗教の旗の下に結集したからこそとの主張がなされ、「これがパレスチナを解放する唯一の道」と宣言される。また、第35条でも今日のシオニズムの侵略に先行するふたつの侵略、すなわち十字軍とモンゴル軍の侵略を撃退した歴史をハマースは教訓としている旨が述べられ、西洋による思想的侵略の遺産を脱して、父祖のスナ（慣行）に従えば、ムスリムは以前と同様、シオニズムの侵略も撃退できると結論づけている。

「ハマース憲章」に見られるこのような状況分析、歴史から教訓を導き出す形での議論の正当化は、実はイスラームそのものに関わる議論にまで及んでいる。ハマースはイスラームが神の意志だから「イスラーム国家」を建設すべきだ、と主張するばかりではない。そう唱えるだけで人々がついて来ると信じるほど楽観的でもなければ、狂信的でもないのである。たとえば、「ハマース憲章」第6条を見てみよう。そこでは、古典的なジハード理論とはまったく無関係に、イスラームがパレスチナを支配すべき理由が説かれている。

独自性と独立性：

第6条：

ハマースは他とは異なるパレスチナの運動であり、神に忠誠を誓う。それはイスラームを生活の道とし、パレスチナ全土に神の旗を立てることを目的としている。イスラームの下では、さまざまな宗教の信徒が安全に、また生命・財産・権利を保障されて共に生きることができる。イスラームがなければ争いが起こり、圧制がひどくなり、腐敗が広がって紛争や戦争が勃発するだろう（'Azzam, pp.118-119）。

同様の主張は第31条でも繰り返されているが、そこではさらに「新旧の歴史がこのことの最良の証人である」とされ、「他宗教の信徒はパレスチナの支配をイスラームと争うことを避けなくてはならない」とも説かれている。というのも、「彼らが支配すれば、虐殺と拷問、追放しか起こらない」からである。こうした言辭が、「ハマース憲章」の中でしばしば「ナチ・シオニスト」と罵られているイスラエル当局による支配を意識したものであることは言うまでもない。

とはいえ、ハマースにとってイスラームが方便に過ぎないわけではない。パレスチナ解放機構（PLO）を評価した第27条に明らかなように、「イスラーム性」は彼らの根幹を成す思想である。93年にPLOがイスラエル国家との相互承認を行い、オスロ合意に署名して和平推進の立場を明らかにすると、ハマースは極めて深刻なジレンマに陥ることになった。94年5月に始まった暫定自治の下で、和平反対派として、本来協力関係にあるはずのパレスチナ自治政府から取り締まりを受けることになったからである。けれども、オスロ合意に至るまでのハマースとPLOの対立点は、単にどんな国を作るかをめぐる意見の相違に過ぎなかったと考えていい。オスロ合意以前に起草された「ハマース憲章」にはこの点が明確に記されている。

PLO：

第27条：

PLOはハマースのいちばん近い仲間である。そこには父と兄弟と親類と友人がいる。ムスリムが父や兄弟や親類や友人にひどい扱いをするだろうか。我々の祖国はひとつであり、災難もひとつ、運命もひとつ、敵も共有しているのである。

機構の創設にまつわる諸環境と、十字軍の撤退以来アラブ世界を影響下に置き、東洋学とキリスト教宣教師の手で強化され続けてきた思想的な侵略の結果、アラブ世界を支

配してきた思想的混乱の影響を受けて、PLOは世俗主義国家（アッダウラ・アルアルマーニーヤ）の思想を採用しているし、我々もそのように理解している。

しかし、世俗主義の思想は宗教思想と完全に対立する。思想というものは立場と振る舞いの基礎であり、決定を導くものである。

よって我々は、PLOが変わり得る可能性も含めてこれを評価し、またアラブ・イスラエル紛争におけるその役割を高く評価するにもかかわらず、世俗主義思想をもって、現在と未来のパレスチナにおけるイスラーム性に代えることはできない。パレスチナのイスラーム性は我々の宗教の一部であり、自らの宗教を捨てる者は滅びる。

（中略：『コーラン』2章130節の引用）

PLOがイスラームを生活の道とした暁には、我々はその兵士となり、敵を焼き尽くす炎となろう。その日まで——その日が近いことを我々は神に願う——PLOに対するハマースの立場は父と息子、兄弟同士、親類同士の関係であり、針が刺されればわがこのように痛み、敵と戦うなら支援し、正しい導きと成熟があるように願っている（Azzam, pp.137-138）。

パレスチナの「聖地」性に触れない第11条とは対照的に、ここでは「イスラーム国家の建設（キヤーム・ダウラ・アルイスラーム）」（第9条）というハマースの目的がいかなる妥協も許さない形で語られている。とはいえ、この目的を明確な形で宣言した第9条前半が、祖国パレスチナの喪失をイスラームが生活の場から姿を消してしまった結果と見て説明していることを思えば、ハマースが単なる「狂信者」の集団でないことはやはり否定し難い。繰り返しになるが、彼らは状況の変化に応じて立場を変化させ得る相当現実的な運動体なのである。

### 3. 米国同時多発テロ事件とパレスチナ

#### （1）1970年代以降のイスラーム世界における防衛ジハード理論の浸透

9.11米国同時多発テロ事件の黒幕とされたウサーマ・ビンラーディンは、2001年10月7日にカタルの衛星放送局「アルジャズィーラ」が放送した自作ビデオの中で、以下のように語っている。

このところ、イスラエルの戦車が大挙してパレスチナを襲っている。ジェニーン、ラーマッラー、ラファハ、ベイト・ジャラーなどのイスラームの地においてである。誰かが

声をあげ、行動にでたということも聞かない（注9）。

こうした発言を単なる方便と見る向きもあるが、彼の設立した義勇兵組織アルカーイダのこれまでの活動を考えれば、ビンラーディンによる闘争の動機が古典的な防衛ジハード理論にあり、中でもパレスチナ問題が非常に大きな位置を占めていることは疑う余地がないだろう。実際、79年の旧ソ連軍によるアフガニスタン侵攻を受け、私財を投じてアフガニスタンでのジハードに加わったウサーマに多大な影響を与えたと言われるアブドゥラー・アッザームは、単にパレスチナ出身というだけでなく、「占領下のイスラームの地の奪回」としてパレスチナとアフガニスタンを等位に置き、イスラーム闘争を正当化する理論を展開したことで知られている（注10）。ソ連軍のアフガニスタン撤退後に、ウサーマがパレスチナに目を向けたのは、当然と言えば当然過ぎる話だったのかもしれない。

もっとも、パレスチナ問題が終始一貫して、世界中のムスリムにとって最大の課題と考えられてきたわけではない。1970年代半ば以降のイスラーム主義の興隆が67年の第三次中東戦争に惨敗し、聖地エルサレムを失った衝撃を直接のきっかけとしていたことからわかるように、パレスチナ問題がそれなりのインパクトを持ち続けてきたことは確かだとしても、現実にはイスラーム主義勢力の中にさえ、エジプト・ジハード団のように反政府武装闘争を優先する組織が存在した。しかるにいま、パレスチナ問題を契機としてアメリカに対するジハードまでも敢行されるに至った背景は何なのか。

この謎を解く鍵は何よりも、イスラーム世界における「防衛ジハード」思想の浸透にあると言わなくてはならない。イスラーム主義の興隆にともない、またイスラーム世界を襲った諸般の事情から、一時忘れ去られていた「防衛ジハード」思想が突然復活した。結果として、それはふつうのムスリムの同胞意識まで著しく強化する作用をもたらし、イスラーム主義者でもないムスリムが対イスラエル武装闘争、対米武装闘争に参戦する遠因ともなったのである。

80年代にはイラン・イラク戦争の動向が世界の注目を集めたが、その陰ですでに2つの大きな防衛ジハード戦線が形成されていた。西のパレスチナ・レバノンと東のアフガニスタンである。パレスチナでは、82年のイスラエル軍によるレバノン侵攻が誘発した難民大虐殺の衝撃のもと、40年代のムスリム同胞団による対イスラエル戦以来ほぼ完璧に忘れ去られていた防衛ジハード理論が突如息を吹き返した。その背後に、世界各地で同時並行的に進んでいたイスラーム主義の興隆にともなう防衛ジハード思想の浸透があったことは疑いを入れない。87年末に始まったインティファダでは、防衛ジハード理論を掲げるハマー

スなどが躍進。南レバノンを拠点とするヒズブッラーとならんで、「侵略者」イスラエルに対する防衛ジハードを敢行していく。一方、79年末のソ連軍進駐によって防衛ジハードの戦場と化したアフガニスタンでは、各地から集結した義勇兵と現地のムジャーヒディーン各派が西側諸国の強力な支援を受けて、89年までに「侵略者」ソ連軍を撤退させた。西側の介入はこれに留まらず、革命イランと戦うイラクにも巨大な援助が与えられる。さらにここでは、ソ連を始めとする東側諸国までがイラク支援に加わった。

90年代に入ると、東西両陣営によるこうした介入は次々と予想外の展開を産み出していく。イラン・イラク戦争は終結したものの、戦争によって債務国に転落したイラクは、不相応に肥大化した軍事力を背景にクウェイトに侵攻。やがて勃発した91年の湾岸戦争では、ムスリム同士がイラク軍と多国籍軍とに分かれて戦ったうえ、戦後の経済制裁の結果、イラク国民に数十万の死者が出た。この戦争の際、それまでイスラーム主義を厳しく弾圧してきたイラクのフセイン大統領が突然、防衛ジハードをスローガンに掲げ、これに応じる義勇兵の参戦を期待したという事実は、当時この思想がイスラーム世界にどれほど浸透していたかを如実に示すものと言っている。

さらに防衛ジハード思想の浸透は、湾岸戦争後もサウディアラビアに駐留し続ける米軍まで「侵略者」と見て防衛ジハードを試みるムスリムの出現すら促すことになる。彼らの代表がウサーマ・ビンラーディンである。一方、90年代前半における冷戦構造の崩壊は、旧社会主義圏を中心とする国家体制の再編をも促した。旧ソ連中央アジアやザカフカスのムスリム諸国が平和的に独立する一方、再編の過程で内戦に突入したボスニアやコソヴォでは、多くの無辜のムスリムが殺害される。また、ロシア領のチェチェンや中国領の新疆ウイグル自治区でも独立を目指すムスリムへの攻撃が続いた。防衛ジハード思想が浸透するなかで、これらの独立闘争は当然ながらすべてジハードと見なされることになる。結果として、戦場には各地から義勇兵が結集し、戦闘は激化した。アフガニスタンから帰国したイスラーム主義者による反政府武装闘争を未然に防ぐため、各国政府が各地の紛争への参戦を促したことも見逃せない。

もっとも、防衛ジハード思想の浸透がもたらした影響はこれに留まらない。この思想は「イスラームの家」を問題にし、その防衛を唱えるものであったがために、遠く離れて暮らすムスリム同士の間の同胞意識を著しく強化させた。実際、防衛ジハードの戦場となっている各地でムスリム同胞が「虐殺」されているという情報は、グローバル化の波に乗って世界各地のムスリムに確実に伝わり、同胞の窮状への痛みと怒りを共有させていく。彼らにとって20世紀末から21世紀初頭という時代は、世界中で同胞が虐殺され続けた時代に他な

らない。イスラーム主義者でもないふつうのムスリムが参戦するに至った背景には、このような状況認識がある。

同時多発テロ事件発生直後に発売された『ニューズウィーク』誌日本版9月26日号では、欧米各国の裁判資料や、同誌が行なったビンラーディンの元同志との独占インタビューを通じて明らかになった「イスラーム教徒の若者がテロリストに変身していく過程」をクリストファー・ディッキー中東総局長が報じている。それによれば、

多くの若者にとって、テロリストへの道は自宅のテレビから始まる。ボスニア、チェチェン、カシミール、パレスチナ。若者たちはテレビ画面に映し出された光景を見て、イスラーム教徒が世界各地で追い詰められ、虐殺されていると確信する。宗教的熱情に駆られた彼らは、地元のモスクやインターネット上でイスラーム防衛の誓いを立てる。そのなかにはNGO（非政府組織）への寄付を募る者もいるが、飛行機代を工面してペシャワルへ向かう者もいた（注11）。

要するに、ムスリムの若者が防衛ジハードに加わる最大の理由は、彼らが「敵」と戦わないかぎり、同胞が虐殺され続けると信じていることなのである。彼らは同胞の虐殺をやめさせるためなら自分の命をも投げ出すだろう。自爆にまで至る対イスラエル「テロ」、対米「テロ」、その他諸々の「侵略者」に対する「テロ」は、この想いの延長線上で理解されなければならない。イスラエルやアメリカは憎まれているというより、「虐殺者」として鬼のように恐れられているのである。もっとも、言うまでもなくボスニアやチェチェン、カシミールでムスリムが殺されていることに、アメリカはおそらく何の責任もない。こうした地域での「敵」はセルビアであり、ロシアであり、インドである。にもかかわらず、アメリカが標的になるとすれば、それはひとえにパレスチナとイラクにおける窮状が他の地域の苦境よりずっと深く、ムスリムたちの危機感を煽るがゆえであろう。

## （2）「ハマース憲章」における協力要請の中身

本節の前半では、パレスチナ問題と反米「テロ」との関係について簡単な分析を試みた。しかしパレスチナの域外において、パレスチナ人のためにジハードを行うことは、果たしてハマース自身が望んだことだったのだろうか。以下では、「ハマース憲章」に再度立ち返って、この問題を検討していきたい。

実は「ハマース憲章」はイスラーム世界全体に対して、極めて頻繁に闘争への協力を呼

びかけている。何より、ハマースという運動自体がパレスチナに限定されたものとは考えられていない。「前書き」では「パレスチナ解放のためにすべてのジハード戦士と手を握る」旨が宣言され、巨大なアラブ世界、イスラーム世界から「大隊（カタールイブ）」が次々に支援する形の協力が期待されているし、第4条でも「ハマースに賛同するすべてのムスリム男子を歓迎する」と述べられている。さらに第5条では、運動の空間的な範囲を「大地の果てまで、イスラームを生活の道とするムスリムがいる場所ならどこでも」と定義しており、「ハマースの普遍性」と題された第7条でもまた、ハマースの理念、闘争を支持するムスリムが世界中にいるという意味では「それは普遍的な運動である」ことが明言されているのである。加えて、より具体的に他のイスラーム主義諸運動を「自身への在庫と考える」と断言した第13条を見れば、彼らの視野がパレスチナに留まらないことは明らかであろう。

もっとも、ハマースが世界のムスリムに解放闘争への協力を要請する時、根幹にあるのは、どこに住んでいようといまや防衛ジハードはすべてのムスリム男子の義務であると説く思想信条である。むろん、この領域でもハマースの悲観的な現状認識——単にジハードを呼びかけるだけではムスリム同胞の協力を得ることはできないのではないか——に基づく戦略性、非「狂信性」は発揮されており、第33条では「今日のパレスチナは明日どこになるか、シオニストの計画には限りがない」と主張する形で、シオニズムとの戦いから離脱する危険をアラブ民衆、イスラーム民衆に訴えかけている。だが、いずれにせよ「ハマース憲章」における協力要請の主たる根拠が「聖地」（東）エルサレムを防衛（奪回）するジハードの思想にあることは疑いを入れない。たとえば第14条では以下のように説かれる。

3つの領域：

第14条：

パレスチナ解放という課題は3つの領域に関わっている。パレスチナの領域、アラブの領域、イスラームの領域である。それぞれの領域はシオニストとの戦いにおいてそれぞれ役割と義務を持っている。この領域のひとつでも無視するのは、深刻な誤り、恥ずべき無知である。パレスチナはイスラームの地である。2つのキブラ（訳注：礼拝の方向）の最初のものであり、高貴な2つの聖地に次ぐ第三の聖地であり、神の使徒が「夜の旅」（訳注：伝承によれば、預言者ムハンマドは天馬に乗ってメッカから一夜にしてエルサレムを訪れ、昇天したと言われている）で訪れた場所なのである。

（中略：『コーラン』17章1節の引用）

そうである以上、パレスチナの解放はどこにいようとすべてのムスリム男子の個人義

務である。この基礎に立って、すべてのムスリム男子がパレスチナ問題を考察し、理解しなくてはならない。

この基礎に立って3つの領域の能力が動員され、問題が扱われた暁には、現在の状況が変わり、解放の日が近づくことであろう（'Azzam, pp.126-127）。

これを受けた第15条でも同様の主張は繰り返され、「パレスチナ、アラブ、イスラームの大衆の中にイスラーム的感情を広める必要」と「ウンマにジハードの魂を普及させ、敵と戦い、ジハード戦士の隊列に加わる必要」が唱えられる。こうした協力要請は「イスラームの民衆がハマースの支援者、支持者となるよう」諸団体に支援を求めた第29条にも見られるが、第30条では一転して、言論を通じたシオニストへのジハードが要請される。

#### 第30条：

文筆家、文化人、メディアに携わる人々、説教者、教育に関わる人々、そしてアラブ世界とイスラーム世界の残るすべての人々。彼らのすべてが自分の役割を果たすこと、またシオニストの悪意に満ちた侵略と、多くの国々における物質的な、あるいはメディアにおける深い浸透と支配について、それぞれの義務を果たすことを求められている。世界の大半の国々はシオニストの物質的支配とメディア支配の下にある。

ジハードは武器を持ち、敵と戦うことに限定されない。良いことば、優れた論文、有益な図書、支援と支持。神の高貴なる旗を掲げる意図があれば、これらすべてが神の道のジハードなのである（'Azzam, pp.140-141）。

とはいえ、ハマースによるジハード参加要請の核心は、あくまでも武装闘争への参戦にある。問題は、それが米国同時多発テロ事件に象徴されるようなパレスチナ域外におけるジハードまで想定していたのかどうかであろう。結論から言えば、ハマースはパレスチナへのジハード戦士の参戦を期待してはいるものの、域外でのジハードはまったく想定していない。「ハマース憲章」に現れるのはむしろ、いかにして域外からのジハード戦士をパレスチナに迎え入れるか、といった問題意識である。この問題を詳細に扱った第28条では、シオニストの侵略がフリーメイソンやロータリークラブ、ライオンズクラブなどの「スパイ組織」に支えられていることを主張した後で、一転して以下の記述がなされている。

イスラエルと国境を接するアラブ諸国には、自分の役割を果たすために、またパレス

チナにおけるムスリム同胞団（訳注：ハマースの意）の努力に加わるために、やってくるアラブ人民とイスラーム人民の子であるジハード戦士の前に国境を開くことが求められている。

他のアラブ諸国、イスラーム諸国も最低限、ジハード戦士の出入国を容易にすべきである（'Azzam, p.139）。

ここに明らかなごとく、ハマースは域外の同胞に向かって、パレスチナでの防衛ジハードへの参戦を強く求めてきたものの、域外におけるジハードの可能性はまったく想定していなかった。米国同時多発テロ事件がパレスチナ側に与えた負の影響については、CNNによって捏造された「事件に歓喜するパレスチナ民衆」の映像や、「対テロ戦争」に便乗したシャロン政権の攻勢を含め、すでに多くの論者が指摘しているが、それは自治政府だけでなく、ハマースにとっても一種の災厄だったと言わなくてはならないだろう。

#### 4. おわりに

上に述べたように、アメリカにおける9.11同時多発テロ事件はパレスチナ人の苦境をいよいよ深める結果にしかならなかった。「対テロ戦争」の大義名分のもと、帰還と独立を目指すパレスチナ人自身による闘争までが単なるテロとして扱われることになったからである。2002年に入ると情勢は一層悪化した。「テロ組織の基盤壊滅」を名目に、イスラエル軍がパレスチナ自治区に侵攻。絶望と怒りの中で、パレスチナでは年端もいかない少年少女までが自爆テロに走っている。

同時多発テロを含め、「テロ」を引き起こしたムスリムはふつう「イスラム原理主義者」とか「イスラム過激派」といった名称で呼ばれてきた。けれども、本章第3節で指摘したとおり、また最近のパレスチナ情勢を見れば明らかなように、「テロ」に訴えるムスリムが必ずしもイスラーム主義者とは限らない。15にも満たない少年少女が確固としたイスラーム主義の思想など持っているはずがない。彼らが持っているのは、占領と「虐殺」に対する深い憤りと絶望だけだろう。そしてそれはそのまま、パレスチナ人の惨状を放置する国際社会への抗議とも見なし得る。

しかしながら、このように状況が悪化する中でも、パレスチナ問題をこのまま放置するわけにはいかない、という地球規模での合意はいまだ崩壊してはいないように見える。こうした認識から、本章の前半では、目下危機に瀕している中東和平プロセスが再開された場合、ハマースが妥協する余地があるかどうかを「ハマース憲章」を通じて分析してみた。

むろん、ハマースの主要な支持基盤となっているパレスチナ難民の帰還問題を解決する困難などを加味すれば、彼らにとって「妥協」は容易な選択ではない（注12）。しかし、本章で「アンダルシア化」として提示したイスラーム法の柔軟性、またハマース自身の持つ思考の戦略性を考慮すれば、ハマースの妥協が最初から100%不可能ではないことも事実だろう。問題はむしろ、提示される和平の中身ということになる。

一方、本章の後半では、90年代半ば以降パレスチナの域外で「防衛ジハード」が敢行されるに至った経緯と、この種の協力をハマースが求めていたのかどうかについて検討した。結果として、少なくとも「ハマース憲章」はパレスチナ域外におけるジハードを想定していなかったことが明らかになったが、イスラエルの安全保障という観点から見れば、この事実はまたもや新たな攪乱要因が生まれたことを意味している。パレスチナ域外のイスラーム主義諸勢力や義勇兵組織がハマースの要請とは無関係に、自分たちの論理だけでジハードに訴えているということになれば、たとえハマースがイスラエルを承認して和平に同意したとしても、外部の諸勢力がイスラエルへのジハードを断念する可能性は低いからである。とはいえ、アルカーイダのような義勇兵組織に参入するムスリム青年の基本的な動機が同胞の虐殺阻止にあることを思えば、ハマースをも納得させ得る内容の中東和平を実現することで、対イスラエル「テロ」が大幅に減ることは確実だろう。交渉当事者にハマースを含む形での、一日も早い中東和平プロセスの再開が待たれるゆえんである。

— 注 —

1. 報道などでは一般に、国軍以外の組織や個人による武装闘争を「テロ」、その実行犯を「過激派」と呼んでいるが、現実には「侵略者」に対する武装闘争を否定するイスラーム主義者などまず存在しないし、パレスチナ人による対イスラエル武装闘争を「テロ」と考えるムスリムもほとんどいない。よって、イスラーム主義を専攻する研究者の間では、ふつう同じムスリムの政府に対する武装闘争まで肯定する人々だけを「過激派」と呼んでいる。板垣雄三監修、山岸智子・飯塚正人編『イスラーム世界がよくわかるQ&A』垂紀書房、1998年、46～47ページ参照。
2. 小杉泰『イスラーム世界』筑摩書房、1998年、206ページを参照。
3. 本章で利用したのは、'Abd Allah 'Azzam, *Hamas: Harakat al-Muqawama al-Islamiya fi Filastin: al-Judhur al-tarikhiya wa al-mithaq*, Dar al-Huda, 1989,

n.d. (以下、'Azzamと略す) に収録されている「ハマース憲章」である。

4. 小杉『イスラーム世界』、166ページを参照。
5. 防衛ジハートの場合でも、多数派は成人ムスリム男子個々の義務としか考えない。  
Bernard Lewis, *The Political Language of Islam*. The University of Chicago, 1988, p.73.
6. 異教徒の軍隊がムスリムの土地に侵入した場合、防衛ジハードが地上のすべてのムスリムの義務になるとする見解は必ずしも多数派を形成するものではない。しかしここでは、「侵略を受けた地の住民の手によって義務が完遂できない場合にはジハードは近所のムスリム、ひいては地上の全てのムスリムの義務になる」と論じたアブドゥラー・アッザームの論理構成を考慮に入れ、古典的な防衛ジハード理論の自然な展開と見なすことにした。中田考『『イスラーム世界』とジハード』、湯川武編『講座イスラーム世界5 イスラーム国家の理念と現実』栄光教育文化研究所、1995年、209ページ、220ページを参照。
7. ハマースが持つ戦略的な幅の広さについては、小杉がすでに指摘している。もっとも、そこで指摘されているのは、支持基盤への配慮や、これまでの闘争経緯に基づく「力の論理」の信奉などの側面であって、「妥協」の可能性という観点から「ハマース憲章」の論理構成を分析しようとする本章の試みとはかなり次元が異なる。小杉泰「イスラーム復興の今日的諸相とパレスチナ問題の現段階」『パレスチナ選挙後のイスラーム諸組織の動向調査』社団法人日本イスラム協会、1996年、37～38ページまた41～42ページを参照。
8. 飯塚正人「『イスラム原理主義』をどう見るのか」『情況』、情況出版、2002年3月号、30～41ページを参照。
9. 白杵陽の訳による。白杵陽「〈世界〉はムスリム虐殺に沈黙するのか？ビン・ラーディンとパレスチナ」小杉泰編『増補 イスラームに何がおきているか：現代世界とイスラーム復興』平凡社、2001年、328ページ。
10. 中田考『『イスラーム世界』とジハード』、220～221ページまた小杉泰「イスラーム復興の今日的諸相とパレスチナ問題の現段階」、28ページを参照。
11. 「殉教の戦士はこうして作られる」『ニューズウィーク』日本版2001年9月26日号、28ページ。
12. 小杉泰「イスラーム復興の今日的諸相とパレスチナ問題の現段階」、41ページを参照。